

2023年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験 (憲法・民法・刑法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

〔問 題〕

現行の公職選挙法は、供託金制度を設けている。供託金制度とは、候補者が公職選挙に出馬する際に選挙管理委員会等に対し一定の金銭を預け、当選もしくは一定以上の結果を残した場合には供託金は返還されるが、有効投票総数に対して一定票に達しない場合は全額が没収されてしまう仕組みである。

Xは、202X年に予定される、自らの居住するA町の町議会議員選挙に立候補をすることを検討している。そこで、公職選挙法の関係規定を調べてみたところ、町議会議員選挙の供託金の金額は15万円であり、供託金の没収については、候補者の得票が、「当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の10分の1」に達しない場合に行われる、とされている。この条件に従えば、例えば、ある選挙区で議員の定数が2の場合、当該選挙における有効投票総数が1万票だとしたら5000票の10分の1である500票に達しない候補者の供託金は没収されることとなる。A町は人口約1万人で、その有権者数は約7000人である。最近の投票率は約70%であり、有効投票総数は5000票前後になると予想されている。A町議会議員選挙は一つの区域で行われ、定数は10である。

Xは、青年期より様々なトラブルを抱え、現在その日暮らしをしており、貯蓄がほとんどない状態である。このような事情があるために、社会福祉政策の充実を選挙戦では訴えたいのであるが、Xの支援者である友人や関係者もX同様に貧困にあえいでおり、供託金制度のせいで立候補が困難なので頭を抱えている。Xはどんな目的でこのような制度が設けられているのかよくわからず、貧困状態にある人々が積極的に政治参加をすることを妨げるためにおこなっているのではないかと友人たちに話をしている。友人の中には、供託金制度の趣旨は別のところにあり、そう考えれば理解できないわけではないが、そのためには別の手段があるのではないかと、という者もいる。

ちなみに、衆議院小選挙区選出議員の供託金額は300万円（その没収は、有効投票総数の10分の1に達しない者）、都道府県議会議員は60万円（その没収は、有効投票総数をその選挙区の定数で割った数の10分の1に達しない者）、政令指定都市の議会の議員は50万円（その没収は、有効得票総数をその選挙区の定数で割った数の8分の1に達しない者）、政令指定都市以外の市の議会の議員は30万円である（その没収は、有効得票総数を議員定数で割った数の10分の1に達しない者）である。

〔設 問〕

X の立場から、供託金制度の憲法上の問題（どのような憲法上の権利に関わるのかという問題を含む）を検討して、あなたの見解を述べなさい。

【参考条文】

憲法15条1項 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」

憲法44条 「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」

民法

〔問題〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。Aが利用している保険や漁業災害補償制度については考えなくてよい。なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事実1】

1. 高級魚の養殖業を営む法人であるAは、2022年7月下旬、Aが管理するW養殖場（以下、「W」という）内にある複数の生簀^{いけす}のうちの一つ（以下、「 α 」という）において同一時期に稚魚から育てた500尾のブリが出荷に適する状態に生育したため、これを販売に供することにした。Aは、従前から取引のあった、寿司チェーン店を営む会社B及びスーパーを営む会社Cに販売することとした。
2. Aは、同年8月1日に、Bとの間で、 α の中のブリ100尾を50万円で販売する契約（以下、「甲契約」という）を締結した。甲契約においては、同年8月8日にBがWでブリ100尾を引き取り、同年8月31日に代金50万円をAの銀行口座に入金することとされ、ブリの引取りについては、Bが水槽付のトレーラー数台で引取りにきて、到着次第、Aの従業員が生簀からブリを生きのままBのトレーラーに移すこととされていた。
3. さらに、Aは、同年8月5日に、Cとの間で、 α の中のブリ100尾を50万円で販売する契約（以下、「乙契約」という）を締結した。乙契約においては、同年8月12日にCがWでブリ100尾を引き取り、同年8月31日に代金50万円をAの銀行口座に入金することとされ、ブリの引取りについては、Cが水槽付のトレーラー数台で引取りにきて、到着次第、Aの従業員が生簀からブリを生きのままCのトレーラーに移すこととされていた。なお、この時期に、 α のブリは、B、C以外には販売されていない。
4. Aは、同年8月8日に、 α 内でブリ100尾を引渡し用の網に取り込んで、Bが引取りに来ればいつでもそのブリ100尾を引き渡すことができるように準備をした上で、Bに引取りに来るよう催告をした。ところが、Bは、同日、引取用のトレーラーが調達できず、Wへ引取りに行けなかった。そこで、Aは、当日夜、引渡し用の網を取り外して、100尾のブリを α 内に解放した。
5. 同年8月9日から、Wが存する地域一帯が猛暑に見舞われ、海水温が上昇しプランクトンが異常に増殖したことによって、Wにおいては、死ぬ養殖魚が出始めた。プランクトンの異常増殖は、不可抗力と考えられる。

【事実Ⅱ】

【事実Ⅰ】の後に以下の経緯があった。

6. Bは、2022年8月9日及び10日にもトレーラーを調達することができず、Wへブリの引取りに行くことはできなかった。
7. 同年8月11日の朝にAが確認したところ、 α のブリが全滅していることが判明した。
8. Aは、同年8月11日夕方、B、Cに α のブリが全滅したことを電話で連絡した。

〔設問1〕(70点)

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅱ】を前提として解答しなさい。

Aが、2022年9月1日、銀行口座を確認したところ、B、Cのいずれからも50万円の振込みがなされていないかった。Aが、B、Cに対して、それぞれブリの代金50万円の支払を求めた場合、それは認められるか、B、Cの反論を踏まえて検討しなさい。

【事実Ⅲ】

【事実Ⅰ】の後に以下の経緯があった。

9. Aは、2022年8月9日の夕方、 α の500尾のうち、400尾はすでに死んでいたが、残った100尾を引き揚げて、Wの陸上の水槽（以下、「 β 」という）に移し替えることができ、生食用として販売しても問題がないことが確認されている。
10. Bは、同年8月9日、10日及び11日もトレーラーを調達できず、ブリの引取りに行くことはなかった。
11. B、Cは、同年8月12日、引取用のトレーラーを調達して、Wにブリ100尾の引取りに出向いた。
12. Cは、Bよりも先にWに到着し、Bは引取りに来ないものと思っていたAは、Cに残ったブリ100尾の引渡しをする旨、Cと合意した。
13. 一歩遅れてBがWに到着し、Aに対してCへの引渡しをしないように申し入れたので、Aは、 β からブリ100尾を取り出すことを止めた。

〔設問2〕(30点)

【事実Ⅰ】及び【事実Ⅲ】を前提として解答しなさい。

Bは、Aに対して、 β 内のブリ100尾の引渡しを請求した。これに対して、Aは100尾または50尾の引渡しを拒絶することができるか。Aが引渡しを拒絶するための論拠を挙げ、その当否を検討しなさい。

刑 法

〔問 題〕

以下の問題1から3までに答えなさい（ただし，特別法違反については論じないこと）。なお，解答は必ず問題番号順に記載しなさい。

問題1

以下の事例における X の罪責を，成立しうるもっとも重い犯罪について論じなさい。

X は，同居する A と口論になり，A から一方的な暴行を受けた。その後，X は深夜に目が覚めて，暴行を受けた事実を思い出し，それ以前にも A から暴行を受けていたこととも考え合わせて，A に対する怒りを抑えがたくなり，ついに A を殺害するしかないと思うに至った。そこで，X は，納戸からロープを取り出すと，熟睡中の A のところに向かい，その頸部をロープで強く絞めた。A が動かなくなったため，X は A が死亡してしまったものと考えた。X は，犯行の発覚を防ごうとして，すぐに A を車に乗せて運び，犯行現場から約10キロメートル離れた林の中に放置した。A は，実は，放置された時点でもまだ生きていたのであるが，林の中に投げ出された場所に偶々小さな水たまりがあり，そこに顔が被さる格好で横たわることになったために，窒息し，結局，死亡するに至った。

問題2

以下の事例における X および Y の罪責について論じなさい。

X は，東京都心に家族で居住するためのマンションの購入をしたいと考え，希望に合う物件がないか調査をしていたところ，希望の地域に新築分譲マンションが建設され，間もなく分譲開始となること，希望する部屋の分譲価格は1億円であることを知った。

X は，以前，相続により所有していた土地（以下，「本件土地」とする）を A に3000万円で売却し，その全額の支払を受けていたが，その他の財産は微々たるものであった。

そのような折，X は，友人の Y と食事をしている際に，「買いたいマンションがあるんだけど，1億円もするんだ。ローンを組むしかないよな」と愚痴をこぼしたところ，Y は「お前が以前 A に売却した土地だけど，今，結構値上がりしているらしいぞ。この前調べてみたんだけど，まだ登記名義はお前のままだったぞ。

どうだ、俺に売却して、登記を移した上で、もう一回 A に買い取らせないか？ 利益は折半しよう」と提案した。X は当初、「それはさすがにやりすぎだ」と拒絶したが、Y が「いいじゃないか、今だったらあの土地は5000万円くらいするんだぞ。差額くらい取ったってバチは当たらない。それに登記移転を怠るような人間が、裁判を起こしたりすると思うか？ 万一そんなことになったら、俺が助けてやるから」などとしつこく迫ったことから、X は最終的には Y の提案に乗り、Y に本件土地を売却し、Y への所有権移転登記を了した。

問題3

以下の事例における X の罪責について論じなさい。

暴走族のリーダーであった X は、A を中心とする対立暴走族グループに嫌がらせをする目的で、A が所有するオートバイを破壊しようと企て、配下の B に対し、「A の単車を潰せ」「燃やせ」「俺が許可する」「奴の単車は P 橋の下の河川敷に駐車してあるはずだ」などと指示をしたところ、B はこれを承諾した。

B は、P 橋付近の河川敷に向かい A のオートバイ（以下、「A 車」という）を探したが、A 車を発見することができなかった。B は、「今日は A の自宅にとめてあるのだろう」と考え、A 宅に向かったところ、A 車が A 方1階の応接間南側のガラス窓から約30センチメートル離れた軒下に置かれていることを発見した。B は、A 車からガソリンを流出させてサドルシート付近に所携のライターで火を放ったところ、サドルシート上に1メートルほどの火柱が上がり、A 車が焼損するとともに、B の予期に反し、A 方家屋に延焼した。なお、P 橋は、鉄筋コンクリート製の鉄道橋であり、周辺一帯は砂利敷きで周囲に燃えやすいものはなかった。

